

令和 7 年度

資産等報告書審査意見書

令和 7 年 9 月 22 日

柳川市政治倫理審査会

柳川市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、柳川市長から審査を求められた「資産等報告書に関する審査について（依頼）」（令和7年7月1日付け7柳総務第814号）により、令和7年8月18日及び同年8月20日に審査会を開催しました。その審査の経過と結果は、下記のとおりです。

記

1 審査の概要

（1）資産等報告書の提出義務者

条例第9条第1項の規定により、審査会に提出された資産等報告書（「資産報告書」、「所得報告書」、「贈与報告書」、「納付状況報告書」、「関連会社等報告書」）は、議員19名、市長等3名とそれらの配偶者に係るものでした。その内訳は、次のとおりです。

- | | |
|-------------|-----|
| ① 報告義務者 | 22名 |
| ② 報告義務者の配偶者 | 19名 |
| 合 計 | 41名 |

（2）資産等報告書の審査状況等

① 第1回審査（令和7年度第1回審査会）

日時 令和7年8月18日（月）

午後1時30分から午後3時まで

会場 柳川市役所柳川庁舎3階 第2会議室

② 第2回審査（令和7年度第2回審査会）

日時 令和7年8月20日（水）

午前10時から午前11時45分まで

会場 柳川市役所柳川庁舎3階 第1会議室

<内容>

提出された資産等報告書の記載事項について、添付された証明書等を参考にして審査を行いました。

審査は、前回審査した資産等報告書との比較対照に重点を置き、審査作業の効率性にも配慮して行いました。

2 審査意見

条例の規定に基づき、概ね適正に報告されていると認められます。

3 審査会からの要請

- (1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保と、適正な審査に向けた積極的な報告の観点から次のとおり要請します。

ア 資産報告書について

有価証券の種類の欄について、その他に該当する場合には商品名等内容を記載するようお願いします。

イ 所得報告書について

所得報告書について、所得金額が100万円を超える場合には、基因となった事実の欄に支払元を記載していただいておりますが、支払元が複数ある時には、金額が大きいところだけではなく、すべての支払元を記載してください。

ウ 関連会社等報告書について

配偶者に関する記載について議員の報告書に記載があるが、その配偶者の方には記載されていないものが見受けられました。重複にはなりますが、配偶者の方にも記載するようお願いします。

エ 報告書全般について

誤記及び記載漏れがないよう、また、各証明書類との内容が整合しているかどうか、提出前に再度点検をお願いします。特に、退職所得の源泉徴収票や確定申告書の所得の内訳書について、添付漏れがないよう、併せて確認をお願いします。なお、間違った情報のまま閲覧に供されることがないように、記載誤り等に気付いた時は速やかに訂正等を行ってください。

- (2) 次のとおり条例及び規則の見直しを求めます。

ア 関連会社等報告書（様式第5号）について、会社その他の法人において有するすべての地位及び肩書きを記入することとなっています

が、会社その他の法人ではない個人事業主の場合も「代表」などと記載するよう、条例の改正及び様式の変更について検討してください。

令和7年9月22日

柳川市政治倫理審査会

会 長	桑 原 義 浩
副会長	上 野 雅 成
委 員	武 松 優
委 員	石 川 真貴子
委 員	三小田 悦 子